

【第 1 1 期】

松江市分別収集計画

令和7年7月



松江市

【目 次】

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1. 計画策定の意義

経済の発展に伴い、生活の利便性や物質的な豊かさを手にする反面、廃棄物の排出量増加による環境への負荷の増大や埋立処分場の逼迫など、様々な問題が生じている。

このような問題を解決するためには、「大量生産、大量消費、大量廃棄」に支えられた社会経済・ライフスタイルから脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至る過程で効率的なリサイクル等を推進することにより、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが重要である。

本市においては、令和4年3月に「松江市一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月策定）」の改定を行い、今後5年間に取り組む施策を明らかにした。本計画に基づき市民、事業者、行政がともに「4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）運動の推進」、「適正処理の推進」に取り組むことにより、循環型社会を形成していくものとしている。

また「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条の規定に基づき、令和5年4月を始期とする「第10期松江市分別収集計画」（5年間を計画期間（令和5年4月～令和10年3月）とし、3年ごとに見直す。）を策定し、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集の取り組みを進めてきたところである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルを推進し環境負荷の軽減を図り、限りある資源の有効利用を促進するとともに、より一層の「循環型社会」の形成を目指すものである。

2. 基本的方向

一般廃棄物処理基本計画に掲げる「世界に誇る環境主都まつえ」を目指し、4R運動の推進及び適正処理の推進を基本方針として施策の展開を図るものとする。

3. 計画期間

計画は、令和8年4月を始期とする5年間を計画期間（令和8年4月～令和13年3月）とし、3年ごとに見直す。

4. 対象品目

本計画は、次の容器包装廃棄物を対象とする。

- スチール製容器
- アルミ製容器
- ガラス製容器（無色、茶色、その他）
- 飲料用紙製容器

- 段ボール
- 紙製容器包装
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第 8 条第 2 項第 1 号)

単位：t

年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
容器包装廃棄物	8,817	8,633	8,556	8,491	8,426

容器包装廃棄物の内訳

単位：t

年度 種類	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
主としてスチール製の容器	107	106	104	103	102
主としてアルミ製の容器	429	424	419	415	411
無色のガラス製容器	495	485	483	482	480
茶色のガラス製容器	463	448	446	445	443
その他のガラス製容器	361	359	358	357	356
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	134	131	129	127	126

種類	年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主として段ボール製の容器		1,064	998	994	990	987
主として紙製の容器であって上記以外のもの		1,515	1,489	1,470	1,453	1,437
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの		760	764	762	760	758
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		3,489	3,429	3,391	3,359	3,326

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政が各々の役割を果たし、相互に協力・連携を図る。

（1）発生・排出抑制促進の方策

方策	内容
施設見学	川向リサイクルプラザ・西持田リサイクルプラザ等の廃棄物処理施設の見学を随時受け入れ、実態を体感することで排出抑制・分別の徹底・再資源化・再利用についての啓発を図る。
環境学習	「ごみの分別・出し方」や「海洋プラスチック問題」などの出前講座を実施する。
メディア等による情報発信	「マイバッグの持参」や「過剰包装の削減」、「詰め替え製品の購入」などごみを発生させないための情報を、SNSや動画投稿サイトへ積極的に発信するとともに、市報への掲載記事を充実させる。また、事業所に協力を依頼する。

方策	内容
イベント開催	身近な環境保全等の活動の取り組みとして、「国宝・松江城から学ぶ環境学習会」や「海ごみゼロ大作戦」など、市民参加型のイベントを通じて環境問題をわかりやすく伝える。
各種団体との連携	「松江市生活環境保全推進員」、「まつえ環境市民会議」等とともに、ごみの排出抑制、分別の徹底、再資源化、再利用についての啓発を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

（法第8条第2項第3号）

本市での分別収集をするために必要な機材や選別する処理施設等を勘案し、容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分を下表のとおり定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の種類
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		飲食用缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	飲食用びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

単位：t

年度 種類	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主として スチール 製の容器	89		88		87		86		85	
主として アルミ製 の容器	344		340		337		334		330	
無色のガ ラス製容 器	(合計) 379		(合計) 371		(合計) 371		(合計) 371		(合計) 371	
	(引渡) 360	(独自処理) 19	(引渡) 353	(独自処理) 18	(引渡) 353	(独自処理) 18	(引渡) 353	(独自処理) 18	(引渡) 353	(独自処理) 18
茶色のガ ラス製容 器	(合計) 350		(合計) 338		(合計) 338		(合計) 338		(合計) 338	
	(引渡) 306	(独自処理) 44	(引渡) 294	(独自処理) 44	(引渡) 294	(独自処理) 44	(引渡) 294	(独自処理) 44	(引渡) 294	(独自処理) 44
その他の ガラス製 容器	(合計) 237		(合計) 237		(合計) 237		(合計) 237		(合計) 237	
	(引渡) 230	(独自処理) 7	(引渡) 230	(独自処理) 7	(引渡) 230	(独自処理) 7	(引渡) 230	(独自処理) 7	(引渡) 230	(独自処理) 7
主として紙 製の容器で あって飲料 を充てんす るためのも の(原材料としてアル ミニウムが利用されて いるものを除く)	15		14		14		14		14	

年度 種類	令和8年度		令和9年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
主として 段ボール 製の容器	826		764		764		764		764	
主として 紙製の容 器であっ て上記以 外のもの	(合計) 312		(合計) 310		(合計) 310		(合計) 310		(合計) 310	
	(引渡量) 189	(独自処理量) 123	(引渡量) 188	(独自処理量) 122	(引渡量) 188	(独自処理量) 122	(引渡量) 188	(独自処理量) 122	(引渡量) 188	(独自処理量) 122
主としてポ リエチレン テレフタレ ート（PE T）製の容 器であっ て、飲料又 は醤油等を 充てんする ためのもの	(合計) 499		(合計) 500		(合計) 500		(合計) 500		(合計) 500	
	(引渡量) 495	(独自処理量) 4	(引渡量) 500	(独自処理量) 4	(引渡量) 500	(独自処理量) 4	(引渡量) 500	(独自処理量) 4	(引渡量) 500	(独自処理量) 4
主として プラスチ ック製の 容器包装 であって 上記以外 のもの	(合計) 1,199		(合計) 1,186		(合計) 1,186		(合計) 1,186		(合計) 1,186	
	(引渡量) 1,187	(独自処理量) 12	(引渡量) 1,174	(独自処理量) 12	(引渡量) 1,174	(独自処理量) 12	(引渡量) 1,174	(独自処理量) 12	(引渡量) 1,174	(独自処理量) 12
	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
白色 トレイ (内数)	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0	(引渡量) 0	(独自処理量) 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

下記の算定式を基本とし、品目それぞれの増減率を基に推計している。

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み=令和6年度の分別基準適合物の実績×増減率

10. 分別収集を実施する者の関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		飲食用缶	市（委託業者） 拠点随時収集
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	飲食用びん	市（委託業者） 拠点随時収集
	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック	市（委託業者） 計画収集
主として段ボール製の容器		段ボール	市（委託業者） 計画収集
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙製容器包装	市（委託業者） 計画収集
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの		ペットボトル	市（委託業者） 拠点随時収集
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装	市（委託業者） 計画収集

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		飲食用缶	リサイクルステーション（飲食用缶専用容器）	プレスパッカー車	西持田リサイクルプラザ （選別・圧縮・保管）
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	飲食用びん	リサイクルステーション（飲食用びん専用容器）	平ボディ車	
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック	切り開き、十文字に紐でしぼる	平ボディ車	川向リサイクルプラザ （選別・圧縮・保管）
主として段ボール製の容器		段ボール	十文字に紐でしぼる	平ボディ車	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙製容器包装	透明のリサイクル専用指定袋	プレスパッカー車	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油等を充てんするためのもの		ペットボトル	リサイクルステーション（飲食用ペットボトル専用容器）	プレスパッカー車	西持田リサイクルプラザ （選別・圧縮・保管）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装	透明のリサイクル専用指定袋	プレスパッカー車	川向リサイクルプラザ（選別・圧縮・保管）

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 分別状況の把握に努めるとともに、分別指導の徹底を行い、容器包装廃棄物の分別収集を円滑にかつ効率的に行っていく。
- 松江市生活環境保全推進員や各地域住民の要望に応じて、環境保全等に関する研修会を開催し、住民自らが地域住民の指導、啓発、育成ができる体制づくりの確保及び拡充を図る。
- ごみ処理施設の見学を随時受け入れ、ごみ処理に係る実態を体感しながらの啓発活動を展開する。
- 製品プラスチック（プラスチック資源循環促進法）の再資源化にあたり、循環経済（サーキュラーエコノミー）の観点を踏まえ、松江市に最適となる収集方法及び処理方法を検討する。併せて、松江市マテリアルリサイクル推進施設の在り方についても検討する。